大阪港湾連携会議設置要綱

（名　称）

第１条　本会は、大阪港湾連携会議（以下「会議」という。）という。

（目　的）

第２条　会議は、平成28年12月１日に締結した「大阪府及び大阪市の港湾及び海岸の管理に係る連携協約」第１条に定める連携協約の目的の達成に向けて、以下の事項に関して必要な情報交換や調整を行うことを目的とする。

⑴　計画に関する事務の連携に関すること。

⑵　振興に関する事務の連携に関すること。

⑶　企業誘致に関する事務の連携に関すること。

⑷　防災に関する事務の連携に関すること。

⑸　運営に関する事務の連携に関すること。

⑹　府市の港湾管理の一元化に関すること。

⑺　前各号に掲げるもののほか、大阪府及び大阪市の港湾及び海岸の管理に係る連携に関すること。

（構成団体）

第３条　会議は、大阪府港湾局及び大阪市港湾局（以下「構成団体」という。）で組織する。

（会　議）

第４条　会議は構成団体が必要と認めたときに開催する。

（経　費）

第５条　会議運営にかかる経費については、第３条第１項に規定する構成団体が協議のうえ定めるものとする。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、大阪府港湾局内及び大阪市港湾局内に設ける。

（雑　則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、会議の活動及び運営上、要綱の変更又は追加が必要となった場合には、会議において決定する。

附　則

この要綱は、平成29年　８月24日から施行する。